

税 証 明 書 の 郵 送 請 求 の し か た

税証明には、所得証明(村・都民税)、課税証明(村・都民税)、納税証明の3つあります。これらは郵送で請求することができます。下記記載の必要なものを用意してください。

■必要なもの（本人または同居の家族が請求する場合）

①所得証明・課税証明・納税証明交付請求書

申請の内容を書面にて明らかにしてください。（便せんなどで構いません）または、指定の用紙をご利用ください。

② 返信用封筒・・・あて先を必ずご記載ください。

③ 返信用切手・・・請求内容によっては、郵便料金が額を上回る場合があります。その場合、超過重量に応じて受取人払いになります。お急ぎの際は速達料金を追加してください。

④ 手数料・・・郵便局の定額小為替をご利用ください。

所得証明 所得、所得控除額	1件 300円 1年度1税目につき1件
課税証明(非課税証明) 税額、所得額、所得控除額	
納税証明 税額、納付済額、未納額	

⑤ 本人確認資料の写し・・・住所、氏名、生年月日の三点全てが確認できるものです。

1つ提示でよいもの	<ul style="list-style-type: none">■ 運転免許証、パスポート、住基カード（写真あり）など、官公署が発行したもので、本人の顔写真付きの免許証・許可証、身分証明書■ 健康保険の被保険者証、年金手帳、介護保険被保険者証、医療受給者証など、法律の規定に基づいて交付された書類■ 社員証・学生証（顔写真付きのもの）
2つ提示が必要なもの	<ul style="list-style-type: none">■ 本人名義の預金通帳、キャッシュカード、診察券、クレジットカードなど■ 学生証・社員証（顔写真がないもの）

⑥ 領収書・・・納税証明の交付申請をする場合、銀行などで納税してから2週間程度は納付状況を確認するため必要です。

■注意事項

- **代理人(同居の親族以外)による申請の場合**は、代理人選任届又は委任状が必要です。
- **相続人の方が申請される場合**は、相続人であることが確認できる書類のコピーも添付してください。（戸籍謄本等のコピー）
- **車検用の納税証明について**は、手数料無料、本人確認資料の写しは不要です。車検証のコピーを添付して下さい。
- **法人の税証明について**は社印または委任状が必要です。

■請求先

〒100-1701
東京都青ヶ島村無番地
青ヶ島村役場 総務課 税務担当 あて